

日 齒 発 第 2 1 8 号  
令 和 2 年 5 月 25 日  
( 総 務 課 扱 い )

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
会 長 堀 憲 郎  
( 公 印 省 略 )

### 緊急事態宣言解除を受けて

本日、5月25日に緊急事態宣言が解除されました。4月7日の宣言発令当時に懸念されたオーバーシュートに至ることなく解除となったことについて、これまでの全国の歯科医療現場を含む多くの皆様のご尽力に重ねてお礼申し上げます。

一方、特に大都市を中心とする地域は、予断を許さない状況であり、現在講じて頂いている感染防御対策のレベルの維持が必要ですが、今回の宣言解除に伴い、本会より令和2年4月8日付「日歯発第19号」で検討をお願いしていた対応については、地域の実状や医療機関の状況を踏まえて見直しをお願い致します。

本感染症対応は長期化が予想されます。本会は日本歯科医学会連合等と連携し、これまでも感染予防に関する留意事項を発信し、臨床現場でも様々な工夫を講じて頂きました。現在同連合とは、今後の歯科診療提供における留意事項に関して、取り纏めを行っており、整理ができ次第、速やかにお示し致します。

これまで長期間に亘る自粛生活にあった国民の皆様、特に高齢者の方々の口腔機能管理には特段のご配慮をお願い致します。

更に、第2波、3波の感染流行も指摘されていることから、「大規模感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン（仮）」の策定も進めているところです。

今後の平常生活、平常診療に向けては、歯科医療機関の受けている経済的なダメージの回復が不可欠であり、併せてさらなる感染防御用品、資材の確保にも取り組んで参ります。